

マイナンバーの提出 方法について

(スマートフォン版)



©2011 練馬区ねり丸

練馬区役所保育課保育認定係

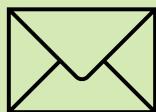
電話番号：03-5984-1479

目次

1 はじめに	3
2 申請前の準備	4
3 申請画面へ	5
4 申請	8
4-1 STEP1	8
4-2 STEP2	14
4-3 STEP4	16
4-4 STEP6	17
4-5 申請完了	19
5 よくあるご質問	20

マイナンバー提出の流れ

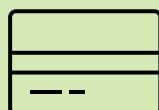
- ① LoGo フォームから保育園の入園申込み（または施設等利用給付認定の申請）



LoGo フォームから保育園の入園申込み（または施設等利用給付認定の申請）を行ってください。申請後、送信完了メールを受理していることを確認してください。



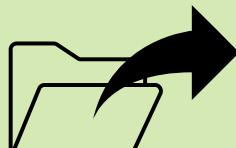
- ② 代表保護者のマイナンバーカードを準備



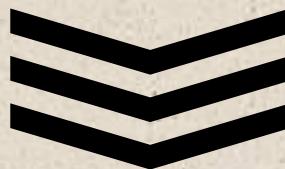
申込みをした保護者（代表保護者）のマイナンバーカードをご用意ください。また、マイナポータル（アプリケーション）をインストールしてください。



- ③ ぴったりサービスよりマイナンバーを提出する



送信完了メールに記載のあるぴったりサービス申請URLを開き、マイナンバーを提出してください。



申請はすべて完了になります！

2 申請前の準備

1 マイナポータルアプリのダウンロード

- (1) App Store または Google Play を開きます。
- (2) 「マイナポータル」と検索します。
- (3) 下図のマイナポータルアプリをインストールします。



2 受付番号と URL の確認

- (1) LoGo フォームにて入園申込み（または施設等利用給付認定の申請）を行った後、送信完了メールを開き、受付番号を確認します。

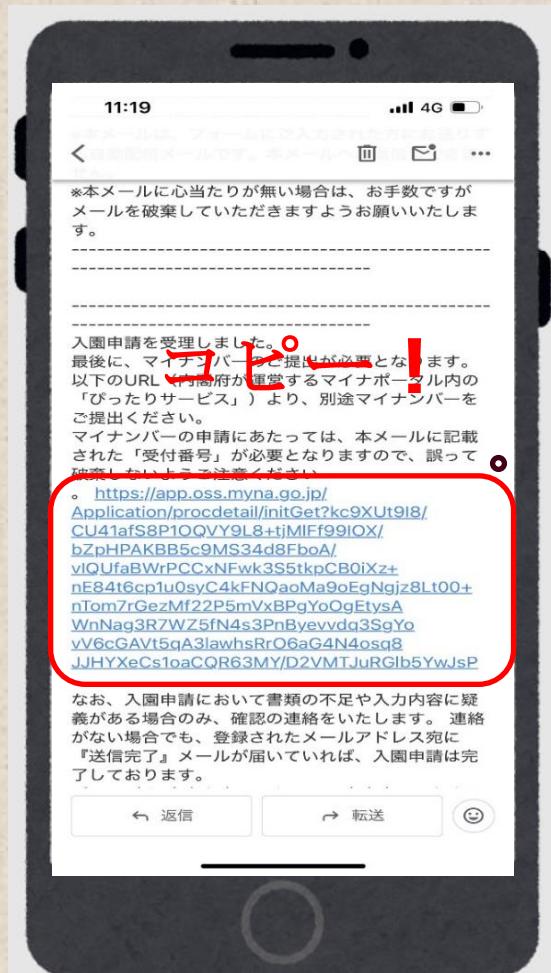


※イメージ画像は保育園の入園申込みの送信完了メール文です。施設等利用給付認定の申請の送信完了メール文とは異なります。

3 代表保護者のマイナンバーカードの準備

- (1) 代表保護者のマイナンバーカードをご準備ください。
また、保護者および申請児童のマイナンバーのご確認をお願いいたします。

3 申請画面へ

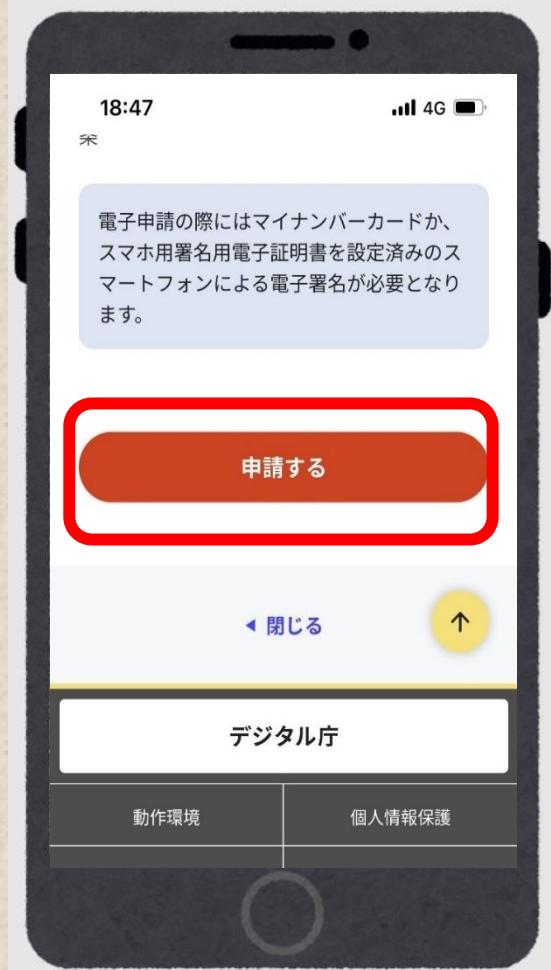


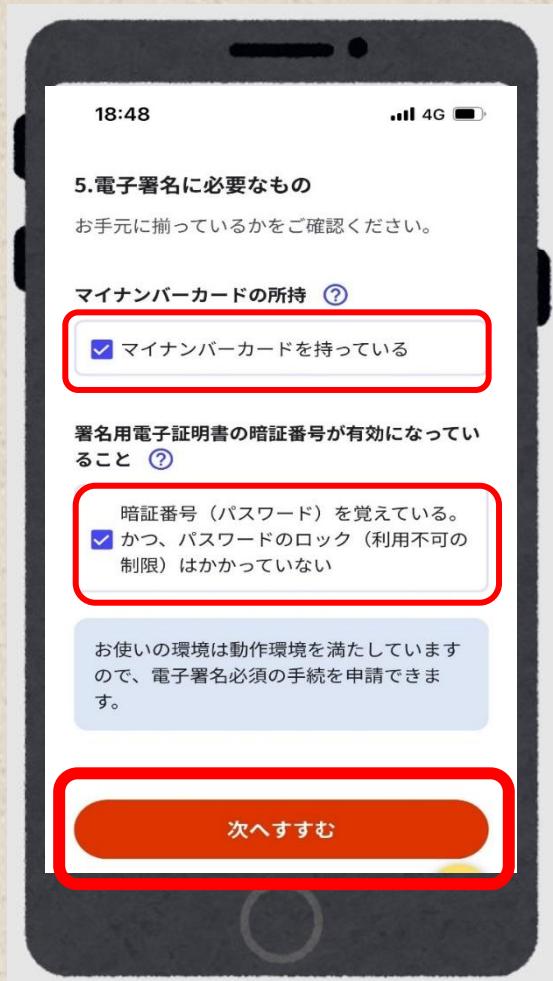
- (1) LoGo フォーム申請後に届く「送信完了メール」から、マイナンバー提出の URL をコピーします。

URL をそのままタップするとエラーになる可能性があるため、コピーをお願いします。

- (2) iPhone をご利用の方は
「Safari」
Android をご利用の方は
「Chrome」
を開いて、URL を貼り付けて検索します。

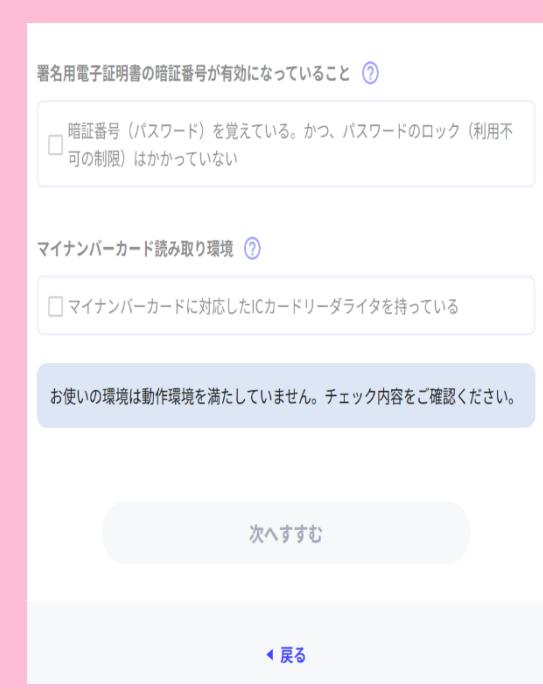
- (3) 概要や申請方法等をご確認のうえ、すべてお読みいただいた後に「申請する」ボタンをタップします。





(4) 電子署名に必要なものをご確認のうえ、すべての項目にチェックをつけて「次へすすむ」ボタンをタップします。

注意!!



※電子署名に必要なものがすべてそろっていない場合、「次へすすむ」ボタンをタップできません。詳細は「5 よくあるご質問」(p. 20～)をご確認ください。



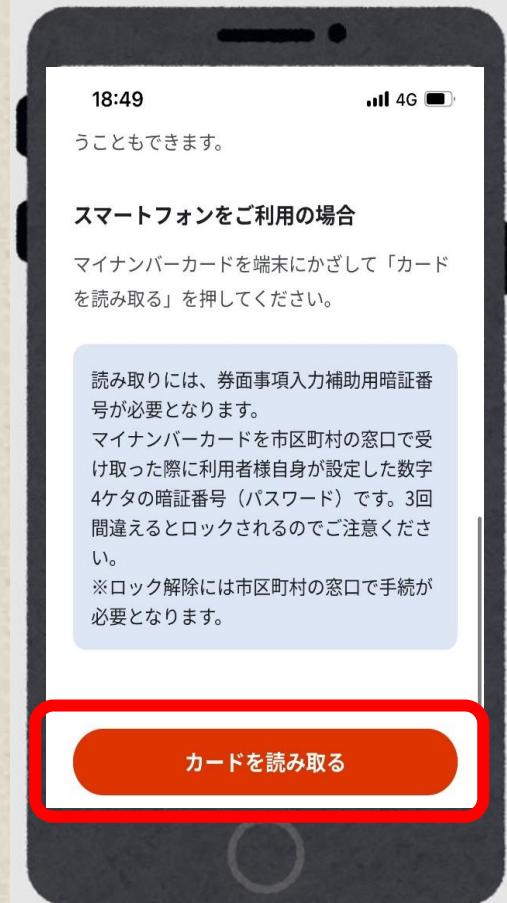
- (5) 「STEP1 申請者情報入力」の右横にある「入力する」ボタンをタップします。

4-1

【STEP 1】 申請者情報入力



(1) 記載内容をご確認のうえ、「マイナンバーカードで自動入力」をタップします。



(2) 記載内容をご確認のうえ、「カードを読み取る」ボタンをタップします。

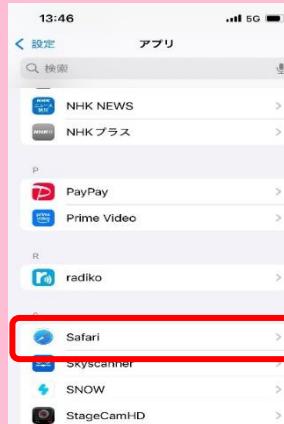
注意!!



「カードを読み取る」ボタンを押すと左のようなエラー表示が出る場合があります。その場合、デフォルトのブラウザを変更する必要があるため、以下の対応をお願いします。

【iPhone の場合】

- ① 設定アプリを開き、「アプリ」をタップする。
- ② 「Safari」をタップする。
- ③ 「デフォルトのブラウザアプリ」をタップする。
- ④ 「Safari」をタップする。



【Android の場合】

- ① Android デバイスで「設定」を開き、「アプリ」をタップする。
- ② 「全般」で「デフォルトのアプリ」または「デフォルトのアプリを選択」をタップする。
- ③ 「ブラウザアプリ」をタップし、「Chrome」を選択する。



- (3) マイナポータルアプリが自動で起動します。画面の指示に従い、マイナンバーカードの暗証番号を数字4桁で入力してください。入力後、「次へ」ボタンをタップします。



- (4) マイナンバーカードの読み取りに移ります。「読み取り開始」ボタンをタップします。



(5) スキャン準備が整い次第、保護者①（代表保護者）のマイナンバーカードの上にスマートフォンの背面をぴったりとつくように合わせてください。詳細は p. 12 をご確認ください。

(6) 「読み取り中…」と表示されます。



(7) 「読み取りが完了しました」と表示されればOKです。

ポイント



マイナンバーの読み取り方は、マイナンバーカードをスマートフォンにぴったりつけるように読み取ってください。



マイナンバーカードをスマートフォンから離してしまうと、正しく読み取ることができない場合があります。



上記図は横から見た図です。上から見た図につきましては、機種によりICカードのかざす位置に違いがある場合があるため、[こちらのリンク先](#)をご確認ください。

(公的個人認証サービスポータルサイト「スマートフォンのICカードセット位置について」へページが遷移します。)



(8) 読み取り完了後、左図の画面に自動で遷移します。



(9) 保護者①（代表保護者）のマイナンバーカードの情報が自動で入力されました。入力されている内容をご確認のうえ、ページ下部の「次へすすむ」ボタンをタップします。

4-2 【STEP2】 申請者情報入力

19:05 東京都練馬区 教育・保育給付認定申請または施設等利用給付認定申請に伴うマイナンバーの提出（完了率：20%） step1 ▶ step2 ▶ step3（入力不要）▶ step4 ▶ step5（添付不要）▶ step6

step2 申請情報入力 [REDACTED] の申請です。

受付番号 (LoGo フォーム)
LoGo フォームの送信完了メールに記載されている受付番号（アルファベット 2 文字 + 数字 8 術）**必須**

申請年月日
年 **必須**
年

18:50 ◀ マイナポータル

月

日

申請児童②のマイナンバー
マイナンバー（半角12桁）

次へすすむ

(1) 必須の項目（受付番号、申請年月日、保護者①（代表保護者）の情報、1人目の申請児童の情報）を入力してください。

入園申込み（または施設等利用給付認定の申請）時に配偶者またはパートナーの氏名を記入した場合は、その方のマイナンバー等の情報を、「保護者②」の欄に入力してください。

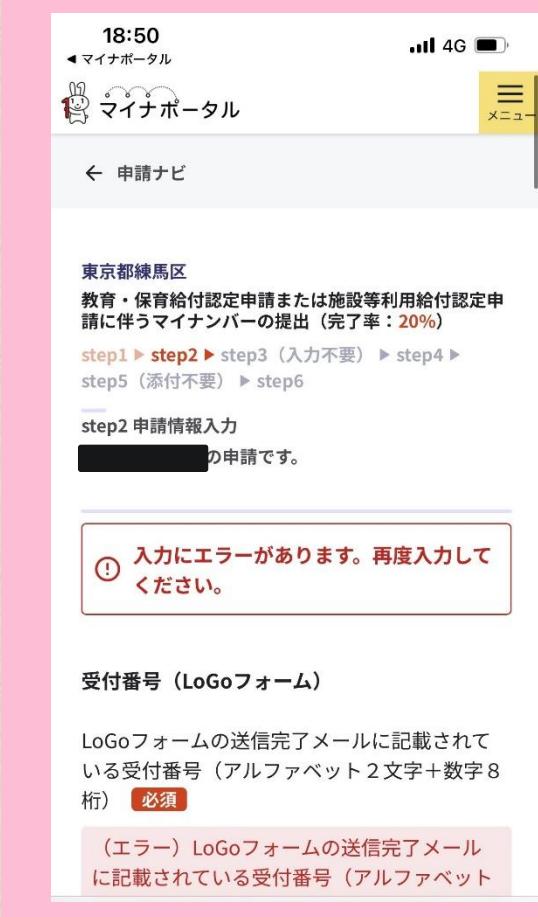
入園申込み時に申請児童が2名いる場合は、「申請児童①」および「申請児童②」の欄に入力してください。

※申請児童が3名以上の場合には、お手数ですが2回に分けて申請してください。

(2) 入力が終わりましたら、「次へすすむ」ボタンをタップします。

注意!!

※必須項目に誤りがある場合、エラー表示されます。エラー表示の内容をよくご確認ください。



4-3 【STEP4】 入力内容確認



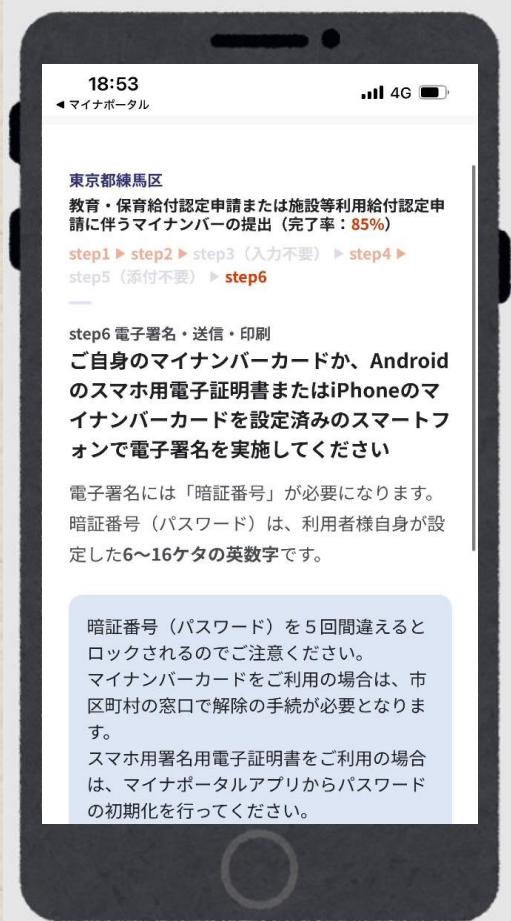
- (1) 入力内容に誤りがないか確認してください。
- (2) 問題なければ「次へすすむ」ボタンをタップします。

ポイント



✓誤りがあった場合は、「訂正」をタップするとその項目の修正が可能です。

4-4 【STEP6】 電子署名・送信・印刷



(1) 電子署名を行う必要があるため、再度、保護者①（代表保護者）のマイナンバーカードを用意します。



(2) 記載されている内容を確認し、「電子署名して申請する」をタップします。



(3) 電子署名用の暗証番号を英数字6～16桁で入力してください。4-1 (3) (p. 10) で入力した数字4桁ではありません。入力後、「次へ」ボタンをタップします。

(4) 以降の手続きは、4-1 (4) (p. 10) と同様になります。

4-5 申請完了



(1) 電子署名後、申請完了となります。内容をご確認のうえ、受付番号を控えてください。



(2) 控えをダウンロードされる場合は、「控えをダウンロードする」ボタンをタップします。なお、控えは区に提出する必要はありません。

5 よくあるご質問



どうしてマイナンバーを提出しなければならないのですか。

平成28年1月から行政の効率化、利便性向上のためにマイナンバー制度が実施されました。保育所等の入所申込みについても、利便性向上などを目的としてマイナンバー制度の対象となり、申込書類へのマイナンバーの記入が義務付けられました。



マイナンバーは何に使われるのですか。

【保育園の入園申込み】

保育料の階層区分の算定および支給認定の事務で使用します。これまで所得課税証明書等のご提出をお願いしておりましたが、マイナンバーを提出することにより、所得課税証明書等の提出は不要となります。

なお、階層区分は国庫負担額の決定に必要な情報であり、公正な手続きのために、保育料無償化後も課税状況を把握する必要があります。

【施設等利用給付認定の申請】

支給認定の事務で使用します。また、第3号認定について、区市町村民税非課税であることの確認を行う際にも使用します。



マイナンバーを提出する必要があるのは申請児童のみですか。

申請者（保護者①・代表保護者）、保護者②、申請児童のマイナンバーを提出する必要があります。



マイナンバー申請時に必要な書類はありますか。

申請時に添付する書類はございません。ただし、申請にあたり、保護者①（代表保護者）のマイナンバーカードおよび署名用電子証明書の暗証番号が必要です。そのほか、保護者②および申請児童のマイナンバー（12桁）を入力するため、マイナンバーを把握している必要があります。



保育園の入園申込みにおいて、産休明け児（0歳児クラス）出生前仮申込みを行いたいのですが、出生前のため申請児童のマイナンバーが存在しません。どうすればよいですか。

先に保護者①（代表保護者）および保護者②のマイナンバーをご提出ください。申請児童の出生後、マイナンバーがわかり次第、再度ぴったりサービスにてご提出ください。マイナンバー提出時に入園申込み時の受付番号（LoGo フォーム）が必要となりますので、お忘れないようご注意ください。



マイナンバーカードを所持していない・送信完了メールを紛失した等により、ぴったりサービスにて申請できません、どうすればよいですか。

上記質問等により、ぴったりサービスにて申請できない場合は、「マイナンバー記入用紙」を紙様式にて、郵送または窓口でご提出ください。



マイナンバーカードの暗証番号を忘れて
しまいました。どうすればよいですか。

「利用者証明用電子証明書暗証番号（4桁の数字）」と「署名用電子証明書暗証番号（6～16桁の英数字）」二種類の暗証番号の入力が必須となります。どちらか一つでも暗証番号が不明の場合には電子申請を行うことができません。暗証番号の再設定手続きを行ったうえで電子申請していただくか、「マイナンバー記入用紙」を紙様式にて、郵送または窓口でご提出ください。

なお、電子証明書の暗証番号の初期化・再設定（ロックの解除）については、[こちらのリンク先](#)をご確認ください。

（練馬区HP「マイナンバーカード・マイナンバーカード用電子証明書の暗証番号の初期化・再設定（ロックの解除）」へページが遷移します。）